

議案第64号

幕別町消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域並びに団員の定員)

第2条 幕別町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域並びに団員の定員は、次のとおりとする。

| 名称 | 区域 | 定員 |
|--------|---------|------|
| 幕別町消防団 | 幕別町の全区域 | 170名 |

(任命)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命する。

2 団長以外の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 幕別町に居住する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(任期)

第4条 団員のうち町長が指定する者の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期を有する者の欠員により、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(退職)

第5条 団員が退職しようとするときは、その事由を明らかにした文書をもって任命権者に願出て、その承認を得なければならない。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者
(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒の手続)

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続は、規則で定める。

(服務)

第10条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規律を厳守し、上司の指揮命令に従い、その職務に専念すること。
- (2) 職務に関し、みだりに金品の寄贈又は供用接待を受け、又はこれを請求する

等のことがあってはならない。

- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、若しくは営利行為をし、又は義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (5) 消防団又は団員の名義をもって、政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (6) 消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行なってはならない。

(届出義務)

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

(出動)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、勤務成績が特に不良であると団長が認めたときは支給を制限することができる。

2 報酬の支給方法は、規則で定める。

(費用弁償)

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動等費用弁償を支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長については幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「旅費条例」という。）に規定する町長相当職、その他の団員については旅費条例に規定する行政職給料表の適用職員相当職の費用弁償を支給する。ただし、十勝管内の市町村に旅行をした場合の日当は、次のとおりとする。

- (1) 幕別町内 400円

(2) 前号以外の各市町村 2,000円

3 費用弁償の支給方法は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、東十勝消防事務組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和50年東十勝消防事務組合条例第2号。以下「東十勝消防事務組合消防団員条例」という。）に基づき、消防団長の職にあるものは、第3条第1項の規定にかかわらず、消防団の推薦があったものとみなす。

3 施行日前に、東十勝消防事務組合消防団員条例に基づき、在職する消防団長以外の団員は、第3条第2項の規定により任命されたものとみなす。

4 施行日前に、東十勝消防事務組合消防団員条例の規定によりなされた分限及び懲戒に関する処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第13条関係）

報酬

| 区 分 | 報酬額 | |
|-------|-----|---------|
| | 年額 | |
| 団 長 | 年額 | 85,000円 |
| 副 団 長 | 年額 | 64,000円 |
| 分 団 長 | 年額 | 60,000円 |
| 副分団長 | 年額 | 46,000円 |
| 部 長 | 年額 | 43,000円 |
| 班 長 | 年額 | 38,000円 |
| 団 員 | 年額 | 32,000円 |

別表第2（第14条関係）

出動等費用弁償

| 区 分 | 支給単位 | 支 給 額 | 摘 要 |
|----------------|------|---------|--|
| 水火災等非常災害出動費用弁償 | 1日 | 4,800円 | 災害発生の場合の職務に従事した団員に支給する。1日単位は4時間とし、4時間を超えるごとに同額を支給する。 |
| 警戒出動費用弁償 | 1日 | 3,600円 | 火災警報、年末警戒、その他警戒に従事した団員に支給する。 |
| 訓練出動費用弁償 | 1日 | 3,600円 | 演習、月例訓練、その他の訓練に出動した団員に支給する。 |
| 機関員費用弁償 | 1月 | 3,000円 | 機関員及び補助機関員である団員に支給する。ただし、1車両につき機関員1名、補助機関員2名とする。 |
| 暖房管理出動費用弁償 | 1月 | 30,000円 | 12月1日から翌年3月末日までの間、消防車庫の暖房管理に出動した団員に支給する。（1車庫1名分） |